



島根県報

平成23年12月27日（火）

号外 第 212 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 3

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正 (教育庁総務課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則（規則第97号）

1 規則の概要

本庁、教育庁本庁、県議会議務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の旅費に係る支出に関する事務を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴い、次に掲げる規則の規定の整備をすることとした。

- (1) 島根県事務決裁規則
- (2) 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則
- (3) 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則
- (4) 島根県議会の予算の執行に関する専決規則
- (5) 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則

2 施行期日

平成24年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第97号

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第1条 島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第1号から第10号まで、第12号及び第14号から第16号までに限る」を「第12号を除く」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3総務部の表総務事務センターの項第1号事務の種類欄中「（旅費に係るものを除く。）」を削る。

(知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則（昭和46年島根県規則第78号）の一部を次のように改正する。

本則第8号中「及び旅費に係る支出の命令」を削る。

(知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部改正)

第3条 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）の一部を次のように改正する。

本則第8号中「及び旅費に係る支出の命令」を削る。

(島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第4条 島根県議会の予算の執行に関する専決規則（昭和49年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「支出」の次に「の決定」を加える。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第5条 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「支出」の次に「の決定」を加える。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

訓 令

島根県訓令第15号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「、室（課に置かれる室を除く。）」を「（島根県行政組織規則第12条第1項に規定する課等及び同条第2項に規定する課をいう。以下第4条において同じ。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 旅費事務システム 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第3条第2項に規定する旅費事務システムをいう。

第4条第1項第1号中「課長」の次に「（課の長をいう。以下同じ。）」を加える。

第20条の見出しを「（現住所及び連絡先の届出）」に改め、同条第1項中「住所届（様式第6号）2部を所属長に提出し」を「現住所及び連絡先を所属長に届け出」に改め、同条第2項中「現住所」の次に「若しくは連絡先を変更し、」を加え、「つど住所届を所属長に提出し」を「都度現住所及び連絡先を所属長に届け出」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する現住所の届出は、旅費事務システムに登録することにより行うものとする。

第37条第3号を削る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月27日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第1条中「手続き」を「手続」に改める。

第8条第1項中「決裁」を「専決」に、「事務の一部を」を「事項の一部又は知事若しくは教育長から委任を受けた事項の一部を当該出先機関に置かれた」に改め、同条第3項中「決裁」を「専決」に、「事務の一部を」を「事項の一部又は知事若しくは教育長から委任を受けた事項の一部を当該県立学校に置かれた」に、「島根県立特殊教育学校規程」を「島根県立特別支援学校規程」に改める。

別表第1の6の項中「課長」を「課等の長」に改める。

別表第3中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。